

2026年度

教職員と  
その退職者の  
みなさんへ

全教共済

# くらしの 賠償責任共済

\*「くらしの賠償責任共済」は、全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険【団体総合生活保険（個人賠償責任補償特約）】です。

国内外を問わず、日常生活の偶然の事故で他人の物を損壊・ケガをさせた等の損害賠償責任から

## 月200円で家族をまるごとまもります



自転車保険への  
加入の義務化が  
進んでいるよ

さらに!  
追加掛金なしで  
東京海上日動のサービス  
が利用できます

高額賠償事例も増加!

判決容認額\*9,521 万円

【出典】日本損害保険協会発行  
「知っていますか?自転車の事故」  
(2024年8月改定)

そんなときも!  
国内事故は  
示談代行付きで安心

\*判決容認額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

東京海上日動のサービス

メディカルアシスト 0120-708-110 (24時間365日受付)

お電話にて各種医療に関する以下の相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

○緊急医療相談 ○医療機関案内 ○予約制専門医相談

○がん専用相談窓口 ○転院・患者移送手配

\* 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

\* 予約制専門医相談は事前予約が必要です。

\* 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

(携帯電話・IP電話からも  
ご利用いただけます)

ティリーサポート 0120-285-110

受付時間(土日、祝日、年末年始を除く)

- 法律相談 ..... 10:00~18:00
- 税務相談 ..... 14:00~16:00
- 社会保険に関する相談 ..... 10:00~18:00
- 暮らしの情報提供 ..... 10:00~16:00

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

\*サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

\*サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

介護アシスト 0120-428-834 受付時間9:00~17:00  
(土日祝日・年末年始を除く)

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

○電話介護相談

○インターネット介護情報サービス [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

○家事代行・食事宅配等各種サービス優待紹介\*1・\*2・\*3

\*1 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者([ご注意ください]をご参照ください)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください(各サービス共通)

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

事故時には  
24時間365日対応!



0120-720-110  
事故受付センター【東京海上日動安心110番】

\*IP電話・海外からは03-5977-6701 (フリーダイヤルではありません)

お問い合わせ・  
事故時の連絡先

代理店 ほんりゅう  
03-5211-0634  
(平日10時~17時)

または各共済会まで  
お問い合わせください。

例えば、  
このような事故が  
対象となります。

自転車で誤って人をはねた  
(原動機付自転車は対象外)。

他人から借りたカメラを壊した。



愛犬が他人に噛みついた。



アパートで、風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。

●次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

①被保険者（補償を受けられる方）の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②日本国内外における日常生活に起因する偶然な事故

③電車運行を不能にさせた場合

④国内で受託した財物を壊したり盗まれた場合

## 共済期間

加入は毎月15日〆切、翌月1日前0時から開始～令和9年4月1日午後4時まで1年間（自動更新）\*1

## 掛 金

月額200円\*2（保険期間：1年間、団体割引30%、損害率による割増率5%\*3）

\*2 掛金には保険料190円と制度運営費10円が含まれています。

\*3 損害率の悪化により今年度の損害率による割増率が増加しています。

## 加入資格

国公私立学校（園）に勤務する教職員および

その退職者で、各共済会が加入を認めた方

## 保険の対象となる方

\*続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます

ご本人\*3

ご本人の配偶者\*4

ご本人またはその配偶者の同居のご親族\*5

ご本人またはその配偶者の別居の未婚\*6のお子様

\*左表の保険の対象となる方が未成年者または責任無能力者である場合は、対象者の親権者および他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方にふくみます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります）。

\*3 本人：国公私立学校（園）に勤務する教職員およびその退職者で、各共済会が加入を認めた方で、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

\*4 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の重質を備える状態にある方を含みます。また下記①②の要件をすべて満たすことが書面等で確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。

①婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思）を有すること  
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*5 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません）。

\*6 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 掛金の払込方法

各共済会によって異なります。

詳しくは各共済会にお問合せください。

## 補償内容

・個人賠償責任補償特約：国内無制限（示談代行付\*7）、国外1億円

・東京海上日動の各種サービス\*8自動付帯

\*7 日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合をのぞく）に限り、示談代行は原則として東京海上日動が行います。

\*8 詳しくは表紙の「東京海上日動のサービス」をご覧ください。

## 加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認いただき、別途「加入申込書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、各共済会にお申込みください。現在ご加入の方につきましては、令和8年4月1日の募集期間終了までにご加入の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

## 団体総合生活保険補償の概要等

\*補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、保険約款に記載しているもので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください）。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において以下の事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合は1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他の人の財物を壊した場合</li> <li>保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他の人の財物を壊した場合</li> <li>電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>*国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>*東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、不動産（畠、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含む）、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>	<p>●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>受託品の電気的事故または機械的事故</li> <li>受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>詐欺または横領</li> <li>風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等</li> </ul> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険期間：1年

「くらしの賠償責任共済」は全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険です

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

★この共済は、全日本教職員組合共済会を契約者とし、教職員等を保険の対象とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、全日本教職員組合共済会が有します。

# 重要事項説明書

[契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 【マークのご説明】

保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 补償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください\*2。

### ●個人賠償責任補償特約

- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただけます。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。



金融庁ホームページ

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料差額とは異なる場合があります。

#### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することができますのでご注意ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

## 7 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。

すべての補償について「他の保険契約等\*」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

\*この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

### 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することができます。

\*2 始期日からその日のを含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 満期を迎えるとき

#### [保険期間終了後、補償の更新を制限せさせていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

## [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

## [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（セシティ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受け会社等に提供すること

⑤賃権・抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	賠償責任に関する補償	保険期間	1年以内
経営破綻した場合等のお取扱い	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。		

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。



### 6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・弊社の定める傷害もししくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行なうための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

\*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時效（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に對して既に損害賠償としての弁済を行なっている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に對して直接、保険金を支払う場合

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しく述べては、同協会のホームページをご確認ください。

（https://www.sonpo.or.jp/）

**0570-022808 <通話料有料>**

土・日・祝日・年末  
年始はお休みとさせていただきます。

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください）。

東京海上日動のホームページのご案内 [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万－、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合  保険金額、免責金額（自己負担額）  保険期間  保険料・保険料払込方法  保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万－、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。

また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 確認事項

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているですか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？特に「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務・通知義務等」「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えれば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
公務第二部文教公務室 TEL: 03-3515-4133

取扱代理店：(一社)ほりゅう  
TEL: 03-5211-0634

25TX-003063 2025年12月作成  
2025.12.AK.AE3